

## 北海道医師会母体保護法指定医師取扱規程

(昭和47年 3月19日制定)

(昭和50年 3月15日一部改正)

(昭和53年 3月26日一部改正)

(昭和59年 3月11日一部改正)

(平成 8年12月14日一部改正)

(平成12年 4月 1日一部改正)

(平成18年 9月17日一部改正)

(平成26年 6月15日一部改正)

(規程の目的)

第1条 この規程は、母体保護法(昭和23年法律第156号)第14条により、北海道医師会が指定する医師(以下「指定医師」という)に関する必要な事項を定めるものとする。

(母体保護法指定医師審査委員会)

第2条 北海道医師会に母体保護法指定医師審査委員会(以下「審査委員会」という)を置く。

第3条 審査委員会は委員11名をもって構成する。

- 2 審査委員会は、北海道医師会長が委嘱した委員(医育機関3名、行政官庁1名、公的医療機関2名、北海道産婦人科医会2名、学識経験者1名)と、北海道医師会役員2名をもって構成する。審査委員以外の北海道医師会役員は、審査委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 審査委員の任期は北海道医師会役員と同じく2年とし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選で定める。
- 5 委員長に事故があるときは副委員長が、その職務を代行する。
- 6 審査委員会は過半数の委員の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。
- 7 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 8 審査委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(指定の申請手続)

第4条 指定を受けようとする医師は、所定の手続・様式により郡市医師会・医育機関医師会を経由、または直接北海道医師会長に申請する。

第5条 郡市医師会長・医育機関医師会長は前条の申請書類を受理したときは、意見を付して速やかに北海道医師会長に送達する。

(指定の変更手続)

第6条 指定医師の変更または設備指定を受けた内容に大幅な変更が生じた場合は、所定の手続により郡市医師会・医育機関医師会を経由、または直接北海道医師会長に指定変更の申請をする。

(指定の辞退手続)

第7条 指定医師および設備指定の辞退を希望する医師は、所定の手続によりその理由を付して郡市医師会・医育機関医師会を経由、または直接北海道医師会長へ届出る。

(指定医師の更新手続)

第8条 指定医師で引続き指定を受けようとする場合は、所定の手続により郡市医師会・医育機関医師会を経由、または直接、期間満了の1ヵ月前までに北海道医師会長に申請する。

(指定審査)

第9条 審査委員会は、北海道医師会長の諮問に応じて、指定医師の指定、更新および取消等を審議し、答申するものとする。

2 北海道医師会長はその答申により、常任理事会の議を経てその適否を決定する。

(指定の有効期間)

第10条 指定の有効期間は2年(昭和45年11月1日を起算日とする2ヵ年ごと)とする。なお、期間中に指定を受けた医師の有効期間は期限までの残存期間とする。

(審査結果の通知)

第11条 北海道医師会長は、適否の決定を郡市医師会・医育機関医師会を経由、または直接申請した医師に送達する。

(標識の掲示)

第12条 指定医師を有する施設は、北海道医師会長が交付する標識を施設内に掲示しなければならない。

(指定の取消および保留、停止)

第13条 北海道医師会長は、指定医師であって医師法、医療法等の違反により処罰を受けた場合、医師としての品位を著しく辱めた場合、その他重大な医療過誤があった場合には、審査委員会の意見を徴し指定を取消または期間を付して指定を保留、停止することができる。

2 指定の保留または停止の解除は審査委員会の議を経て決定する。

(不服審査委員会)

第14条 審査委員会の審査結果に不服のある医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うために、北海道医師会に不服審査委員会を置く。

第15条 不服審査委員会は、委員7名をもって構成する。

- 2 委員は医育機関・公的医療機関より4名、医師以外の者3名(うち1名は弁護士資格を有する法曹関係者とする)とし、北海道医師会会長が委嘱する。
- 3 不服審査委員の任期は北海道医師会役員と同じく2年とし、再任を妨げない。
- 4 北海道医師会の役員および審査委員会委員は不服審査委員会の委員となることできない。
- 5 不服審査委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選で定める。
- 6 委員長に事故があるときは副委員長が、その職務を代行する。
- 7 不服審査委員会は過半数の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 8 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 不服審査委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(不服審査)

第16条 審査委員会の審査結果に不服のある医師は、理由を付して不服審査委員会に再審査の申し出ができる。

- 2 北海道医師会会長が前項の申出書を受理したときは、1ヵ月以内に不服審査委員会を招集し、審査しなければならない。
- 3 北海道医師会会長は不服審査委員会の審査結果に基づき、常任理事会の議を経て10日以内に措置を行う。

(審査料)

第17条 指定を受けようとする医師は、審査料をあらかじめ北海道医師会に納付しなければならない。

- 2 審査料の額は別に定める。

第18条 不服審査委員会における審査料はこれを要しない。

第19条 この規程の変更は、北海道医師会の代議員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 北海道医師会優生保護法による医師会指定取扱規程(昭和29年6月10日施行)は廃止する。
- 3 この規程施行以前において優生保護法第14条による医師の指定を受けた者は、誓約書の提出を除きこの規程により指定を受けたものとみなす。

4 この改正規程は、平成8年10月6日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の定める規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成26年12月1日から施行する。